

平成23年度税制改正大綱

(平成22年12月16日閣議決定より抜粋)

編 集 部

平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定の「第3章 平成23年度税制改正」)について抜粋・掲載します。

(一部当社にて編集している箇所があります。また、別紙1～5は割愛しておりますので、詳細につきましては内閣府HP等をご覧くださいませようお願い致します。)

1. 納税環境整備

(1) 納税者権利憲章の策定

〔国税〕

次のとおり、「納税者権利憲章」を策定します。

- ① 国税通則法について、次の見直しを行います。
 - イ 国税通則法(第一条)の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にします。
 - ロ 加えて、以下のような各種税務手続の明確化等について同法に規定を集約します。
 - (イ) 税務調査における事前通知(通知対象者、開始日時・場所・目的・対象税目・課税期間等の通知内容、通知方法などを規定)
 - (ロ) 税務職員による質問検査権(所得税法、法人税法、相続税法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、印紙税法などの各税法の関連規定を集約)
 - (ハ) 税務調査終了後における調査内容の説明(更正・決定等すべきと認められる場合について、調査結果(非違の内容、金額、理由)、「修正申告又は期限後申告を行った場合にはその部分について不服申立てができないこと」などを説明)
 - (ニ) 税務調査において申告内容に問題がある場合の修正申告等の勧奨
 - (ホ) 税務調査における終了通知(納税者から修正申告書又は期限後申告書の提出があった場合及び税務署長が更正・決定等をした場合には「調査が終了した」旨、更正・決定等すべきと認められない場合には「その時点で更正・決定等すべきと認められない」旨を通知)
 - (ハ) 税務調査において納税者から提出された物件の預かり・返還等に関する手続(納税者から物件を預かる際の「預り証」の発行等を規定)

- (ト) 更正の請求期間の延長
 - (チ) 更正の請求における「事実を証明する書類」の添付の義務化
 - (リ) 内容虚偽の更正の請求書の提出に対する処罰規定
 - (ヌ) 処分の理由附記(「不利益処分」、「申請に対する拒否処分」)について理由附記)
 - ハ また、法律名が改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう、題名を変更します。
 - ② 「憲章」の名称は、「納税者権利憲章」とします。
 - ③ 「憲章」は、納税者の立場に立って、複雑な税務手続を平易な表現で分かり易くお知らせするとともに基本的考え方に沿って、次のとおり策定します。
 - イ 「憲章」に記載すべき具体的な項目は、以下のとおりとします。
 - (イ) 納税者の自発的な申告・納税をサポートするため、納税者に提供される各種サービス
 - (ロ) 税務手続の全体像、個々の税務手続に係る納税者の権利利益や納税者・国税庁に求められる役割・行動
 - (ハ) 納税者が国税庁の処分に不服がある場合の救済手続、税務行政全般に関する苦情等への対応
 - (ニ) 国税庁の使命と税務職員の行動規範
 - ロ 上記の項目は、現在、法律・政省令・告示・通達等、様々なレベルに記載されていますが、一連の税務手続に関して、これらを納税者に分かり易くお示しする観点から、平易な表現で一覧性のある行政文書として、国税庁長官が作成し、公表することとします。
また、「憲章」の策定を法律上義務付けることとし、その策定根拠、「憲章」に記載すべき事項を法定します。
 - ④ その他所要の規定の整備を行います。
- (注) 納税者権利憲章は、平成23年中に準備を進めた上、平成24年1月1日に公表します。

(2) 税務調査手続

〔国税〕

- ① 税務調査の事前通知について、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高める観点から、次のとおり明確化・法制化を図ります。
 - イ 全体構成
原則として、税務調査を行う場合には、あらかじめ事前通知を行います。ただし、調査の相手方となる納税者等に関する情報、その納税者等が営む事業内容に関する情報その他税務当局の保有する情報に鑑み、税務署長・国税局長・国税庁長官(以下「税務署長等」といいます。)が次に掲げるおそれがあると認める場合は、事前通知を行わないこととします。
 - (イ) 正確な事実の把握を困難にするおそれ
 - (ロ) 違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれ
 - (ハ) その他国税(条約相手国の租税を含みます。)に関する調査の適正な遂